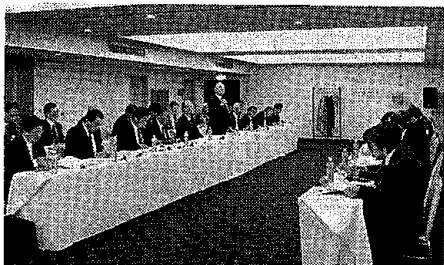


建コン協東北、秋田県が意見交換

総合評価100件程度試行 繰り返し低価格受注の罰則強化



建設コンサルタント協会の（建コン協）東北支部と秋田県は5日、建設コンサルタント業務をめぐり、建設コンサルタントを選定するよう要望したことに対し、県は7月から総合評価方式の試行を始めたこと回答。これまでに45案件で実施し、落札者の9割が技術評価で1、2位の業者だったことを明らかにした。09年度は同方式の実施件数が100件程度になるよう。県は技術力を適正に評価できる

手法との感触を得ており、来年度も試行を続け、制度の改善を進める方針だ。冒頭のあいさつで建設交通部の山下武宣県土整備技監は、公共事業予算の削減傾向が今後も続くとの見方を示した上で、「維持管理の重要性が増しており、維持管理を主体とする体制にしていかなければと思う。維持管理に対し技術力を持つて果敢にチャレンジすることを期待する」と同支部幹部に呼びかけた。

遠藤敏雄支部長は「自然災害から地域を守り、安全、安心を支えるインフラや持続可能な社会を形成するインフラが東北ではまだまだ不足している。今後とも公共事業の重要性を強く訴える必要がある」との認識を強調した。

今回のテーマは、▽入札契約制度▽品質の確保と照査▽建設コンサルタントの新たな役割▽業務の円滑な遂行▽発注状況と今後の見通し。出席者は秋田県から山下県土整備技監など8人、東北支部からは遠藤支部長など19人。価格に偏重しない業者選定方式の積極的な活用や低価格入札対策などを中心に意見交換した。

総合評価方式に関し県は、積極的に活用する意向を表明するとともに、今後、技術提案の有無など受発注者の負担なども勘案し評価のあり方を試行を通じ検討する考えを示した。プロポーザル方式についてはこの2年ほど適用していないが、対象となる案件ができれば適用するとの見解を述べた。

建設コンサルタントの選定に関連して建コン協は、業務評価点の開示や表彰制度の導入を要望。県は業務評価点の開示を11月から閲覧方式で始めたことを紹介。表彰制度は他県の状況を踏まえ検討すると回答した。

は、11月から低価格で受注した業者の繰り返し行為に対するペナルティーを強化するなど適切に対応していることを強調した。

具体的には低入札調査基準価格を下回り受注した業者に対し、また繰り返した場合に指名を差し控えるとの警告（有効期間2カ月）を発し、警告期間内に繰り返し低価格受注すると2カ月間指名を差し控えるというものの。県は「低価格入札をやっている業者は低価格入札を続ける傾向がある」とみており、繰り返しを抑制する新対策の効果を県に自信をのぞかせた。